

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

本市の人口は、昭和 25 年にピークを迎え、昭和 50 年代に一時的に増加したが、現在まで減少傾向が続いている。平成 17 年国勢調査では前回から△1,571 人（△3.0%）で 51,497 人、平成 22 年度国勢調査では△798 人（△1.5%）で 50,699 人、平成 27 年度国勢調査では、△1,637 人（△3.3%）で 49,062 人となり、減少傾向となっている。

高齢化率は平成 25 年 9 月末現在 26%であったが、平成 28 年 9 月末には 29%まで上昇し、高齢化が進んでいる。

また、平成 27 年の生産年齢人口は 28,037 人であり、平成 22 年の生産年齢人口 30,249 人と比較すると、7.31%の減少となっている。

今後の予測では、平成 32 年には総人口が 48,000 人を下回り、高齢化率が 30%を超えることが見込まれる。これに伴い、生産年齢人口は 26,000 人程度に減少し、さらに労働人口が減少することが想定される。

##### 【産業構造】

本市の就業人口の産業別構成比は、平成 27 年国勢調査で見ると第一次産業 6.0%、第二次産業 27.3%、第三次産業 66.7%で、前回平成 22 年の国勢調査と比べ、第一次、第二次は微減、第三次産業は増加している。

第三次産業が高い割合となっているものの就業人口の総数が下がっていることから第一次産業、第二次産業と同様に、第三次産業における就労者数も人口構造で述べたように減少している。

就労者数の減少は売上金額の減少にも影響しており、卸売業小売業、宿泊業、飲食サービス業では事業所数、従業者数、売上全てにおいて平成 26 年の数値が平成 24 年に比べて減少している。第二次産業においても同様の傾向があり、就業人口が減少していくことが見込まれる状況のなかで、いずれの産業も売上を伸ばしていくことは喫緊の課題であるといえる。

##### 【中小企業の実態】

本市の事業所の 9 割以上が中小企業であり、産業構造でも述べたように中小企業の売上、労働者はともに減少傾向となっている。

本市では平成 29 年 12 月に市内の事業者を対象に雇用状況について聞き取り調査を実施した。聞き取りを行った事業者のほとんどが中小企業事業者であり、6 割を超える事業者の雇用状況が不足の状態であった。調査を行う中で実際に「仕事の依頼があっても人手不足のために受注を断らざる得ない」と中小企業者から意見が出

るなど、人手不足が経営において大きな課題となっている。

一方、本市では平成34年度に九州新幹線西九州ルートの開通が予定されており、地域経済を支える中小企業者は新たなビジネスチャンスを掴むために、人手不足という課題に直面しながらも新たな挑戦に早急に取り組む必要がある。

以上のことより、人手不足等による厳しい経営環境であるという実態に鑑み、少ない人員でも生産性向上を実現していくための支援が必要である。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促したい。

これを実現するために目標として、計画期間中に先端設備等導入計画15件の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業、多くの事業者を支援するため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、武雄市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種、全事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

下記に該当する事業者においては先端設備等導入計画認定の対象外とする。

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画である事業者。
- (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力と関係が認められる事業者。
- (3) 市町村民税を滞納している事業者。